

中央消防署移転整備事業に係る説明会議事概要

日時 平成30年11月2日 金曜日 19時より（中央区役所大会議室）
平成30年11月3日 土曜日 10時より（中央区役所大会議室）

案内状の送付数 上町、大和町、上落合第一、本村町一丁目自治会の回覧板にて周知

出席者人数 11月2日 金曜日 6名
11月3日 土曜日 12名

市職員出席者 消防局：吉田次長、木村参事、立野係長、竹内主査、中村主任
建設局：大江主査

次 第 1 開会
2 市職員紹介
3 中央消防署建設工事基本設計について
4 基本設計に関する質疑応答
5 閉会

事業概要説明 別添資料を基に説明を行う

質疑応答

	質疑	回答
平成30年11月2日（金）		
1	中央消防署移転整備事業は消防局や中央区の重要事業であり、中央区長のマニフェストにも記載されている。前回の解体工事に伴う説明会の際にも要望したのに、なぜ中央区長や消防局長は説明会へ出席しないのか。	今回の説明会の趣旨は、中央消防署基本設計の説明会であることから事業所管課である消防施設課と設計業務を担当している営繕課のみの参加となっています。
2	中央区下落合、上落合地区は高層マンションが多い。配備される梯子車はどの程度の高さまで対応できるのか。	30m級の梯子車を配備する予定となっています。それ以上の高さの場合、建築基準法上高さが31mを超える建築物へは非常用エレベーターを設置することとなっているため、非常用エレベーター等を用いて消防活動を行うこととなります。
3	中央消防署の設計を進める上で、高齢化社会となっている今、車いす利用者等の利用のためのバリアフリーに配慮した庁舎設計となっているのか。	高齢者が車で来庁される人に対して、駐車スペースを設けています。車いす利用者等にはまた、庁舎へのアプローチは緩やかなスロープを設け、段差無く庁舎内に入れる外構プランとしています。庁舎内については、事務手続きを行う場所へ入り口から段差無く行ける計画となっています。また、消防や防災に特化した研修を行う会議・研修室へは、階段やエレベーターを入口近くに設けアクセスし易い配置としています。
4	昔、中央消防署に望楼棟があったがいつからか無くなってしまった。現在の消防監視体制はどのようになっているのか。	平成20年に中央消防署の耐震診断をした結果、望楼棟のIs値(耐震指標)が0.6を下回っており、必要な耐震強度を有していない事から、平成22年度に望楼棟のみ撤去を行いました。現在は、市内の高層建物等に高所カメラを設置し、市内の状況を確認することが出来るシステムを構築しています。

5	消防署は災害時の避難所として使用することは可能なのか。	消防署は災害活動の拠点となる施設のため、避難される方が大勢集まってしまうと、活動拠点としての機能を失ってしまうことから、消防署を避難所として使用することは出来ません。
6	災害時に流れる防災無線が、風等で聞こえ難い。消防としての対策は何かあるか。	注意報や警報が発令された場合、可能な時は消防車の巡回広報を実施し、注意を呼び掛ける活動を行っています。
7	平成27年4月に中央消防署の単独移転が承認された経緯を教えてください。また、何故緑消防署のような複合施設としないのか。	<p>当初は与野本町駅周辺地区まちづくりマスタープランの中で中央消防署の整備について協議を行っていましたが、中央消防署は老朽化が激しいこと、消防署の機能として規模が小さいこと等を踏まえ、早急に対応する必要があることから、平成27年4月の都市経営戦略会議にて、中央消防署移転整備事業については諮り、単独移転を承認されました。</p> <p>また、行財政改革推進部と公共施設の事前協議を実施し、周辺施設の築年数や耐震状況、施設の相性等を踏まえた複合化の検討を行った結果、複合施設ではなく、中央消防署の単独移転として事業を進めています。</p>
8	緑消防署のような複合施設は避難所としてなり得るのか。	尾間木公民館は避難所として指定されていますが、緑消防署の部分については、避難場所としないと考えています。一つの建物の中に避難所と活動拠点があることについては、運用の中で対応していきます。
9	10ページ「基本プランの検討」の中で、評価項目「(北側) 近隣住民への」とあるが、何故東西南北の全てが評価項目となっていないのか。	<p>移転用地周辺に住宅が建ち並んでいることは承知しています。そのため各方面に対して騒音対策を講じることは前提条件としてあるものです。</p> <p>この評価項目については、建物を敷</p>

		地南側に寄せることから、北側及び東側が緊急車両車庫前及び屋外訓練エリアとなることから「(北側) 近隣住民への」と記載させていただいております。東・西・南については、建物配置以外の措置を講じ、騒音への対策を図ります。
1 0	赤山通り西側の本町通り先の店舗が火事になった場合、緊急車両の道順を教えてください。	基本的にはメイン動線である与野中央通りから交差点を左折し出動しますが、サブ動線である赤山通りから出動することもあります。
1 1	西側の本町通りへ向かう場合は2回曲らなくてはならないが、何故東側をメインの動線としたのか。	災害現場は西側だけではなく、全方位で起こり得ることから出動経路を一律して決めることはできません。道路状況、緊急車両と一般車両の分離及び屋外訓練スペースの確保等を鑑み、敷地東側を緊急車両メイン出入口としています。
1 2	敷地東側を緊急車両出入口とすると、道路の停止線位置の関係から出場間口が狭く見えるが。	敷地東側の与野中央通り交差点前の停止線は、南側へずらすように埼玉県警察本部と協議を行っています。
1 3	中央消防署に配備される特殊災害対応車とは、どのような車両なのか。	NBC災害(N:核、B:生物、C:化学物質)に対応する車両となります。
1 4	中央消防署の騒音対策として何が整備されるのか。	毎朝消防隊員が車両を前に出して行う資器材点検時に発生する音に対しては、北側と南側に緑地帯を設けて防音措置を図ります。訓練については屋内訓練棟を設け、室内で訓練を実施することによる騒音対策としています。また、屋内訓練棟内で出来ない訓練については、屋外訓練エリア内で行うこととなりますが、緑地帯でエリアを囲い、樹木による防音措置を図ります。
1 5	地盤の軟弱性について、資料に記載が無いがどうなっているのか。	既存国家公務員宿舎の解体工事を行っている関係から市発注の地質調査はまだ行っていません。現在、国が行った地質調査の結果や赤山橋付近のボー

		リング調査の結果を基に、基礎や構造を設計しています。今後は市発注の地質調査を実施し、その結果を踏まえて実施設計に反映させていきます。
16	前回の解体工事に伴う説明会にて、「解体工事現場の土日には水を撒く」という話があったが、瓦礫が山積みになっているところに強風が吹いて、砂埃が舞ってしまった。	<p>躯体の解体工事時は、受注業者も砂埃が極力舞わないよう気を付けて散水をしていましたが、瓦礫を積んだ山に対しての散水等の措置が疎かになっており、強風が吹いた際に砂埃が舞ってしまった影響から近隣の方々にご迷惑をおかけしました。大変申し訳ございません。</p> <p>現在、上屋の解体は終わり、杭を引き抜く作業を行っています。杭を引き抜く前に地盤改良を行い、地盤が固まっているので、砂埃は舞いにくい状態です。ただし、引き抜いた杭を搬出する際に、杭の解体作業を行います。砂埃が舞う可能性がありますので、天候等も考慮しながら、砂埃が舞わないようにより注意して作業を行いたいと考えております。</p>
17	今後、近隣の方に対してご迷惑をおかけするような事があった際には、回覧板等を用いて、お詫びをした方が良くはないか。	貴重なご意見ありがとうございます。今後、近隣の方に対してご迷惑をかけることがないよう努めてまいります。
平成30年11月3日（土）		
18	10ページ「基本プランの検討」の中で、評価項目「(北側) 近隣住民への」とあり、説明の中では北側だけでなく全方向に対して考慮している。と言っていたが、結局北側に対してしか考慮していないように見える。東、西及び南へは騒音対策は行わないのか。	この評価項目については、建物を敷地南側に寄せること、北側及び東側が緊急車両車庫前及び屋外訓練エリアとなることから「(北側) 近隣住民への」と記載させていただいております。東・西・南については、建物配置以外の措置を講じ、騒音への対策を図ります。
19	10ページ「基本プランの検討」の中で、評価項目「歩行者と車両動線との分	評価項目「歩行者と車両動線との分離」は、敷地内での歩行者の動線と敷

	離」とあるが、パターン1が「◎」なのは分かるが、パターン2及び3は歩行者と車両の動線が重なっており、「○」ではなく、「△」若しくは「×」になるのではないか。	地内を走る車両の動線を評価したものです。パターン1は歩行者と敷地内を走る車両動線が一切重ならないので「◎」と評価しています。パターン2及び3は、歩行者と車両の動線が交差する部分がありますが、屋外訓練エリアへの動線となっているため、安全性を考慮し「○」としています。
20	10ページ「基本プランの検討」の中で、評価項目「屋外スペースの確保」とあるが、今まで消防局は「中央消防署にはしっかりとした訓練施設を作る必要がある。」と言っていた。それならば何故パターン1を選ばないのか。	パターン1は、車庫前と屋外訓練エリアが一体になることから、「◎」。パターン2は消防庁舎棟と屋内訓練棟の間及び屋内訓練棟北側が屋外訓練エリアとなり、形が不整形でありスペースも狭いことから「×」。パターン3は屋内訓練棟を西側に寄せたことから、形が整形となり、スペースも確保出来ることから「○」としています。しっかりとした訓練施設を作る必要はありますが、それだけをもって選定することはできません。
21	10ページ「基本プランの検討」の中で、評価項目「各施設間の職員専用動線」とあるが、何故パターン3が「◎」なのか。	全てのパターンにおいて、屋内訓練棟と消防庁舎棟が離れています。資料には記載がありませんが、想定される訓練内容や職員の駐輪場等からの動線を検討した結果、パターン1「△」、パターン2「○」、パターン3「◎」となっています。
22	10ページ「基本プランの検討」の中で、評価項目毎に「◎、○、△、×」と評価されているが、評価の根拠が分からない。	※参照
23	10ページ「基本プランの検討」の中で、何故パターン3に決定したのか。	評価項目に対して消防局内にて比較検討をした結果、パターン3を選びました。
24	来庁者用の出入口を複数設けたのは何故か。	来庁方法としては車両若しくは徒歩の2動線が想定されます。消防署は一

		刻を争う緊急車両の出入りがあることから、緊急車両と一般車両の動線为了避免のため、一般車両の出入りは屋外訓練エリア付近に配置しており、消防庁舎棟付近の来庁者出入口は歩行者限定の出入口としています。
25	緊急車両出入口を北側に向け、来庁者出入口及び来庁者・一般車両出入口をまとめて東側に向ければ、動線の交差は一切無くなるのではないかと。	消防署に配備される緊急車両は、はしご車のような大型な車両もあります。北側の赤山通りは与野中央通りと比べ狭隘であることから、敷地外へ円滑な出動が可能な敷地東側の与野中央通りをメインの緊急車両出入口としました。また、歩行者動線、一般車両動線及び緊急車両動線の交差を避けるため、赤山通りに車両と歩行者の2箇所出入口を配置しました。
26	10ページ「基本プランの検討」の中で、評価項目「歩行者と車両動線との分離」について、先ほどの回答で敷地内の車両と歩行者の動線について評価しているということが分かったが、敷地外歩行者等と車両動線との比較も評価項目に追加した方が良くはないかと。	前提条件として、事業説明会の際に、与野中央通りの西側歩道が通学路となっていることを伺い、敷地南側及び西側に歩行者専用通路を設ける計画となっています。 与野中央通り及び赤山通り共に敷地と接する部分については歩道が確保されており、敷地外歩行者と車両動線の比較項目を追加することは考えておりません。
27	パターン2及びパターン3の車庫前から屋外訓練エリアへの敷地内通路について、とても狭隘に見えるが移動に問題は無いのか。	幅員として6m確保できることから、はしご車のような大型車も通行可能な通路となっています。
28	救急自動車が1台寄贈されたと言っていたが、中央消防署へ配備し3台となるのか、入れ替えで2台になるのか。	中央消防署に配備されている救急車は古い車両のため、入れ替えをし、2台運用としています。
29	与野中央通りと赤山通りの交差点（消防署用地北東部分）が鋭角となっていて、道も狭く見通しが悪い。隅切り等して見	中央消防署整備事業の中では隅切りや道路の拡幅は行えませんが、敷地が接する部分については、障害物を設け

	通しを改善することは出来ないか。	ず、見通しの良いメッシュフェンス等を計画しています。
3 0	大災害時において、消防署は避難所となり得るのか。	昨日も同様の意見を頂戴しましたが、消防署は災害活動の拠点となる施設のため、避難される方が大勢集まってしまうと、活動拠点としての機能を失ってしまうことから、消防署は避難所として使用することは出来ません。
3 1	騒音や近隣に対する配慮の方法が資料記載されていないが、どう対策するのか。	消防署で生じる音は、まず、毎朝交代時に車庫前で行われる車両・資器材点検時に発生する音が想定されます。車庫前の騒音対策として北側及び南側に植樹帯を設け、音を散らすことを考えております。防音壁等を設けますと、南側の敷地内通路の見通しが悪くなる事が想定されますので、防音壁では無く植樹帯としています。次に想定される音が訓練時に発生する音です。通常消防隊員が行う訓練は屋外で行い、安全確認等のため、拡声器を用いたりしながら大きな発声をします。そこで、少しでも音を減らす目的から、市内初の屋内訓練棟を設け、室内で訓練を実施することによる騒音対策としています。また、屋内訓練棟内では出来ないはしご車を用いた訓練や消防団が行う訓練であるポンプ操法や放水訓練等については、屋外訓練エリア内で行うこととなりますが、緑地帯でエリアを囲い、樹木による防音措置を図ります。
3 2	地盤の軟弱性についての資料記載が無いが、どうなっているのか。	既存国家公務員宿舎の解体工事を行っている関係から市発注の地質調査はまだ行っていません。現在、国が行った地質調査の結果や赤山橋付近のボーリング調査の結果を基に、基礎や構造を設計しています。今後は市発注の地

		質調査を実施し、その結果を踏まえて実施設計に反映させていきます。
3 3	資料に記載されていない事が多く、これでは市民に対する説明会を開催したとは言えないのではないかと。再度、説明会を開催し、その際には区長マニフェストにも記載されているのだから、中央区長も出席するべきである。	<p>基本設計すべてを資料とし、説明することは時間の都合上、不可能と考えており、市民の方に必要と考えられる資料を基に説明会を開催させていただいております。その中には質疑応答の時間を設け、質問書を用意していることから、疑問に感じたこと等への対応はできているものと考えています。そのため再度の基本設計の説明会は考えておりません。</p> <p>中央消防署移転整備事業については中央区のまちづくりの中で大きい位置付けにあるものと考えております。そのため、平成29年1月に開催させていただきました事業説明会には、事業主体である消防局のみならず、行財政改革推進部やまちづくり総務課が出席させていただきました。しかしその後の基本プラン説明会や既存建物解体工事説明会につきましては、直接中央区のまちづくりに関係するものではないと考えているため、事業所管課である消防施設課と設計業務や工事の所管課である営繕課が出席したうえで開催させていただきました基本設計説明会につきましても同様の考えから、区長の出席を要さないものと判断しています。</p>
3 4	中央消防署に配属されている職員が何故説明会に出席していないのか。	中央消防署移転整備事業の所管課は消防施設課です。また本日出席している職員のほとんどが消防吏員で、中央消防署に勤務していた者もいます。基本設計書作成に当たっては中央消防署の職員のみならず、消防局内関係部署

		への調査等を行っております。そのため消防施設課及び設計業務を行っている営繕課のみで開催しています。
35	基本設計書の変更は可能なのか。	<p>今まで消防局といたしましては、基本計画書の提示、基本プランの説明会をさせていただいております。その都度、住民の方から頂いたご意見のうち取り入れることができるものについては反映させていただいております。</p> <p>本日説明させていただきました基本設計書を変更することは考えておりません。</p>
36	消防署は住民にとって重要な施設だということは認識しているが、一方で迷惑施設でもあるという側面がある。だからこそ、住民の方々と共存していくためには、コミュニティスペースをいかに確保するかが、重要だと考えている。例えば屋内訓練棟を東側へずらし、鴻沼川沿いを住民の憩いの場として提供出来るのではないか。	鴻沼川沿いの憩いの場については、基本設計書の内容を変更せずともできることなので、今後実施設計の中で検討していきます。
37	スケジュールを見ると、1年間の空白期間があるように見えるが、1年間空く理由は何か。	<p>移転用地既存建物解体工事が2019年2月下旬の完了予定です。</p> <p>設計が終わらないと建設工事の予算取りが出来ません。また事業費を考えますと建設工事費の一部が請負契約議案となることも考えられることから、解体工事から新築工事まで1年間空いてしまうスケジュールとなっています。</p>
38	様々な意見があったが、取り入れられる意見については反映して欲しい。特に赤山通りの道路拡張については、朝渋滞が酷いので右折レーンを増設する等を行って欲しい。今後、50年続く建物を作るのだから、住民に対してこういったメ	<p>貴重なご意見ありがとうございました。ただし、道路拡張の件については既に基本設計書が完了していることから消防局では対応できません。</p>

	リットがある、ということを取り入れるべきである。	
--	--------------------------	--

赤字は説明会時に回答できなかったものを示す。

※説明会資料 1 1 ページ基本プランの決定において、各評価項目の評価について質疑が集中したことから、下記のとおり回答します。

回答 1 北側への日影

各パターンにおいて旧国家公務員宿舎の日影よりも改善されるが、等時刻日影図が敷地内で収まっていないため○とした。

2 (北側) 近隣住宅への騒音

北側のみに住宅が建ち並んでいるものではないが、用地敷地は北側に長く接しており消防署で発生する車両点検と訓練による騒音が重なることが想定されるため、本評価項目は北側を代表としたものである。また、車庫前で緊急車両の出動又は訓練に支障がない部分等については、緑化等の騒音対策が取れるものと考えている。パターン 1 については、車庫前と屋外訓練エリアが連続しているため、法務局北交差点から屋内訓練棟の間が騒音源となり×と評価した。パターン 2 及び 3 については、消防庁舎棟を東側に向けたことにより車庫前と屋外訓練エリアが分離されている。パターン 2 については、訓練塔が敷地西側にあるため、屋外訓練エリアである消防庁舎棟西側から訓練塔までの間が騒音源となり△の評価とし、パターン 3 については屋外訓練エリアが消防庁舎棟と屋内訓練棟の間となるため○と評価した。

3 消防車両の出動

出動経路については、その災害の場所や規模などによって異なるため決められるものではない。現状の道路のみで判断するものであれば、赤山通りは西へ行くにつれて細くなっており、はしご車や救助工作車等の大型車の交通には不向きであると考えられる。そのため、緊急車両のメイン出入口を赤山通りとしているパターン 1 は△、中央通りをメインとしているパターン 2 及び 3 を○と評価した。

4 歩行者と車両動線との分離

本評価項目は敷地内の歩車分離を評価項目としたものである。パターン 1 は、歩行者出入口が与野中央通りとなっており、緊急車両及び一般車両との動線と交錯することがないので◎と評価した。パターン 2 及び 3 については、歩行者出入口が赤山通りとなっており、車庫から緊急車両が出動する動線と交錯することはないが、緊急車両が屋外訓練エリアへ行く際の動線と交錯するため○と評価した。

5 一般車両と消防車両との分離

本評価項目は敷地内の車両動線を評価項目としたものである。この車両動線の分離については、市内の消防署及び出張所において建物配置や道路つけの条件等からできていないところもある。緊急車両は緊急走行をする際に赤色灯を回しサイレンを鳴らすことになるが、敷地内又は道路境界付近にて一般車両と緊急車両の動線が近いことは、緊急車両の出動に支障があるため回避したい内容である。パターン 1 については、明らかに分離していないため×と評価した。パターン 2 及び 3 については、緊急車両を与野中央通り、一般車両を赤山通りと分離しているため◎と評価した。

6 屋外訓練スペースの確保

中央消防署は訓練時の騒音を減少させるため屋内訓練棟を設けるが、広い空間

を利用した訓練場は必須である。パターン1は車庫前と屋外訓練エリアが連続しているため◎と評価した。パターン2は消防庁舎棟と屋内訓練棟の間が狭く、訓練塔周囲は異形となっているため×と評価し、パターン3はパターン2より整形で広い屋外訓練エリアが確保できることから○と評価した。

7 各施設間の職員専用動線

本評価項目は、屋外訓練時の緊急出動動線と職員通常時の動線を比較したものである。パターン1については、訓練時の動線は訓練エリアがまとまっているため短いものとなっているものの、車庫前と屋外訓練エリアが連続している長所を生かした訓練を想定すると、職員用駐輪場が敷地西側になり動線が長くなるため△と評価した。パターン2については、訓練塔が敷地西側端にあり訓練時の動線は長くなるものの、訓練体制のまま赤山通りを緊急走行できるため、緊急出動動線としては長くないと考える。職員駐輪場は消防庁舎棟の西側が想定され、動線が短いため○と評価した。パターン3については屋外訓練エリアがまとまっており、緊急車両のサブ出入口を赤山通りとすることで緊急時の出動時間も短くすることができる。またパターン2同様職員駐輪場は消防庁舎棟西側が想定されるため◎と評価した。

総合評価

7つの評価項目で比較検討を行ったが、消防署建設として特に重要な、3消防車両の出動、5一般車両と消防車両との分離、6屋外訓練スペースの確保の評価項目において上位であったパターン3を採用する。